



税理士 山本 善通 氏

Question ATMの手数料とインボイスについて

当組合は、共同購買事業を主事業としていますが、少額で多頻度の取引も多く、インボイスの保存について煩雑となっています。ATMの手数料や売手負担の振込手数料相当額の返還インボイスやクレジットのETC利用時の問題について教えてください。

Answer

【概要】

ATMの手数料支払い等において、インボイスの交付についての質問がよくあります。概要は以下のとおりでありますので、参考にしてください。

〈ATMの手数料についてのインボイスの交付義務について〉

下記の取引は、適格請求書発行事業者が行う事業の性質上、適格請求書を交付することが困難なため、適格請求書の交付義務が免除されます。(新消令70の9②)

- ① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食品等の販売（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。）
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。）
- ④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等
- ⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス（郵便ポストに差し出されたものに限ります。）

上記④により、インボイスの交付義務は免除されていますが、具体的には「例えば、自動販売機による飲食料品の販売のほか、コインロッカーやコインランドリー等によるサービス、金融機関のATMによる手数料を対価とする入出金サービスや振込サービスのように機械装置のみにより代金の受領と資産の譲渡等が完結するものが該当することとなります。」
〈国税庁 適格請求書等保存方式 Q&Aより〉

〈クレジットカードでETCを利用した場合のインボイス交付について〉

クレジットカードを使用した高速道路利用に関しては、すべての取引について、ETC利用照会サービスでダウンロードした「利用証明書（簡易インボイス）」の保存により仕入税額控除を行うことが基本となりますが、高速道路の利用頻度が高く、「利用証明書」のダウンロードが困難なときは、「クレジットカード利用明細書」と、利用した高速道路会社等ごとに任意の一取引の「利用証明書」を併せて保存することにより、インボイス保存があるものとすることができます。

〈売手が負担する振込手数料相当額に係る適格返還請求書について〉

売手が負担する振込手数料相当額に係る経理処理について、当該振込手数料相当額を売上げに係る対価の返還等として処理する場合、原則として、買手に対して適格返還請求書を交付する必要がありますが、一般的には、こうした振込手数料相当額は1万円未満となると考えられますので、その場合は適格返還請求書の交付義務が免除されることとなります。

そのため、取引の相手方から適格返還請求書の交付を求められたとしても、交付する義務はありません。